

# 家庭用生ごみ処理機器を購入した方に補助金を交付します！

家庭から出る生ごみの堆肥化や減量化の促進のため、生ごみ処理機器を購入した方に対し購入費の一部を補助します。

機器の種類	補助の内容
電気式生ごみ処理機 (堆肥化型 乾燥減量化型 等)	購入費の3分の1を補助(上限:30,000円) ※1世帯につき1機まで
コンポスト容器 EM容器 等 キエーロ	購入費の2分の1を補助(上限:1器あたり5,000円) ※1世帯につき2器まで

※ 事業所(飲食店など)で使用する場合は補助の対象になりません。

※ 生ごみ処理機本体が補助対象になります。別売のチップやボカシ等の発酵基材または付属品、保証等は補助対象になりません。

※ 購入費とは消費税を含み、送料、手数料、クーポン等による割引、ポイントでの購入等は含まれません。

## 対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

○市内に住所がある方

○購入後申請機器を設置し、自己の世帯から発生する生ごみを現に処理している方

○市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税)の滞納がない方

○申請の日以前5年以内に、自己の世帯で、補助対象機器数分の補助金を受けていない方

## 申請に必要な書類等

○補助金申請書(市ホームページからダウンロードできます。)

○領収書(購入者・機種・機器数・金額のわかるもの、容器式で2器申請する場合はそれぞれの金額がわかるもの)

○市税に滞納がないことを証する書類(市長が確認することに同意する場合は不要です。)

○印鑑(申請書に押印済みの場合は不要です。)

○購入者名義の振込口座が確認できる書類(通帳コピー等)

## 申請のしかた

購入後1年以内に申請書の必要事項にご記入のうえ、以下の方法で申請してください。

○窓口での申請

申請に必要なものを持参し、以下の場所で申請してください。

①みかもクリーンセンター ②葛生清掃センター ③赤見支所

④佐野市役所(市民課) ⑤田沼行政センター ⑥葛生行政センター

○郵送での申請

申請に必要な書類を同封し、環境政策課へ申請してください。

(郵送先:町谷町206-13みかもクリーンセンター 〒327-0012)

## お問い合わせ

佐野市役所 環境政策課 クリーン推進係 (TEL23-8153)